

令和8年度 第2回

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2026年（令和8年）7月22日（水）

藤沢市環境部環境総務課

午後 2 時 00 分 開会

○若宮参事 定刻となりましたので、ただいまより令和 8 年度第 2 回審議会を始めさせていただきます。

本日はご多忙のところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。

本日も、私、若宮が司会を進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、本審議会の委員数は、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例」に基づきまして、20 名で組織されております。また、規則により、開催要件といたしまして、委員の過半数の出席が必要となっております。本日、出席されている委員は 11 名ですので、審議会の開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

また、本日は 9 名の委員の方がご欠席されておりますが、6 名の方から委任状をいただいておりますので、ご本人にかわりまして会長が議決権を行使いたしますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

なお、傍聴を希望される方はいらっしゃいませんでしたので、あわせてご報告をさせていただきます。

また、この審議会の会議録につきましては、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして、閲覧に供される形となりますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして、本日の会議の資料の確認をさせていただきたいと思います。

本日、机の上に置かせていただきました当日配布資料の確認でございます。まず、「次第」でございます。それから、本日の「座席表」、「名簿」、名簿の裏面には職員の名前が記載されております。

続きまして、事前に郵便でお送りいたしました資料の確認をさせていただきます。資料 1 「藤沢市一般廃棄物処理基本計画」一次素案。資料 2、同計画の現行計画。資料 3、同計画の計画策定の留意事項について。資料 4、同計画の施策の評価方法について。資料 5、施策の評価方法 A 案。資料 6、施策の評価方法 B 案。資料 7 「施策の評価比較表」。資料 8 「リサイクルプラザ藤沢の火災対応に係る進捗状況等について」の 8 点となっております。

以上が、事前に郵送でお送りさせていただいたものでございます。本日、お持ちでない場合は予備がございますので、お申し出ください。

ここで、少しお時間をいただきまして、変更になった委員から一言ご挨拶をいただきたいと思います。小野寺委員、よろしくお願いいたします。

○小野寺委員 藤沢市小学校・特別支援学校の教頭会より参りました、村岡小学校の教頭をしております小野寺と申します。よろしくお願いいたします。

○若宮参事 それでは、次第に沿いまして議事を進行させていただきます。

条例規則により、審議会の議長には会長が当たることとなっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと存じます。横田会長、よろしくお願いいたします。

1 議題

ア 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について（一次素案）

○横田会長 それでは、議事次第に従って進めてまいります。

まず、議題ア「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の改定について（一次素案）」の説明を事務局からお願いいたします。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。私から改定計画のご説明をさせていただきます。

まず初めに、資料の前に、本市の一般廃棄物処理基本計画ですが、ごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画、食品ロス削減推進計画によって構成されております。本日は、その中のごみ処理基本計画について、皆さんにご審議をしていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、資料についてですが、資料1から3資料をご覧くださいと思います。資料1は、今回、皆さんにご審議いただく改定の計画案です。資料2が現行の計画です。資料3は、国が策定しているごみ処理基本計画策定指針に記載されている項目で、ごみ処理基本計画をどのような内容、視点で策定するかが示されているもので、基本的にはこちらに記載されている内容が今回の改定計画の中に網羅されているのかどうかを見ていただく形です。

今回の改定計画は、基本的には事実を書いている内容なので、法律の改正についてしっかりと書いてあるのか、ごみ処理の実績がどうなっているのかをご覧くださいと考えております。

まず、資料3と資料1をご覧くださいと思います。計画改定に当たって留意することとして、資料3に3つ書かせていただいております。1つ目が「一般廃棄物処理計画の点検・評価・見直し」についてです。いわゆるPDCAサイクルになりまして、年に1回、5月の審議会のときに皆さんに報告している実績の内容等ですが、改定計画では40ページから60ページ、資料1では40ページから60ページでお示しする内容です。40ページから60ページの現行計画施策の進捗状況については、この後、議題3で皆さんにご審議していただく内容なので、改定計画の案の中からは一旦外して記載させていただいております。

2つ目の「他の計画等との関係」については、国や県の計画を踏まえたものにとされておりまして、資料1の改定計画では3ページから10ページに記載しています。資料2の現行計画では4ページから11ページに書いてあります。基本的には、令和3年度以降の法律の内容や、計画の内容が書かれています。

3つ目の「関係目標・指標等」は、国や県の計画における数値目標について留意することとされ

ておりますので、資料1の改定計画では3ページから10ページに記載し、現行の計画、資料2では7ページや9ページに目標値が書かれています。

次に、ごみ処理基本計画の策定に当たって整理すべき事項は、大きく6項ございます。今回は主に、第1章に記載した「計画の基本的事項」と第2章、第3章に記載した「現状と課題の把握」を書いています。

まず、1番目の「計画の基本的事項」ですが、策定の趣旨や廃棄物処理をめぐる社会経済情勢等について整理しています。「計画策定の背景と目的」については、計画改定の資料1の1ページに該当します。現行計画も同じように1ページに計画の背景や目的を書かせていただいております。

2つ目に、法的位置づけについて整理しているものについては、資料1の2ページに記載しております。基本的には、一般廃棄物処理基本計画は法定計画なので、法律に基づいて策定するものです。一般的に10年から15年とされている計画期間については、改定計画の資料1では、11ページに書いております。現行計画では12ページに記載していて、今回の改定では、令和9年度から令和18年度の10年間の計画としております。

対象となる地域や廃棄物の種類については、11ページの第5節に書いておりまして、計画の対象範囲は一般廃棄物に該当するところが対象となっております。

次に、「現状と課題の把握」です。まず1つ目が「市町村の概況」について、人口の動態や産業の動向等について、13ページから17ページに記載しております。現行の計画でも、同じく13ページから17ページに記載しております。

次に、①「ごみ処理フロー」です。ガイドラインではフローチャートでわかりやすく図示するとなっております。現状、19ページにごみ処理フローを記載する予定ですが、記載の方法については、現在、検討中としております。参考として、現行計画では18ページに記載しておりますので、同じような形にするか、もう少しわかりやすい形にするか、今、検討している状況です。ごみ処理体制については、分別の区分や、収集・運搬、中間処理、最終処分等に係る体制を整理するところです。こちらは資料1では20ページ、27ページから28ページ、31ページ、34ページに記載するのですが、20ページに書いてある内容が、現行計画では19ページに記載しておりまして、こちらでも同じように書くか、もう少し整理して書くのか、今、検討しています。いずれにしても、藤沢市のごみがどのように処理されているかわかるようなフロー図や表を描こうと考えております。

次に、③「ごみ処理の実績」は、ごみの性状、ごみ処理に係る財政及び処理コストについて記載しています。資料1では21ページから25ページ、29ページから30ページ、32ページから38ページです。現行計画の資料では23ページから33ページに該当します。この「ごみ処理の実績」の内容は省略させていただきますが、前回の第1回の5月に行った審議会でご報告したごみ処理の実績を書いています。前回、速報値としてご報告させていただきましたが、大型ごみのところで処理

量に変更がありましたので、実際の数字についてはこれから修正をかける予定であります。

次に、④「ごみ処理の評価」です。藤沢市で設定した目標値が、国や県の目標値と比較してどうなのか。また、類似団体の平均値を基準として比較したときに客観的な評価を行っています。資料1では39ページから40ページ、60ページから61ページです。現行計画では34ページから38ページに該当します。こちらはまだ令和6年度決算額までしか出せていないので、決算委員会等が終わった後に令和7年度の数値が入れられれば、そちらも追加させていただきたいと考えております。

⑤「課題の抽出」ですが、これらの実績を整理した結果をもとに現状を整理して、課題を分析するということで、改定の計画、資料1では62ページから63ページ、現行の計画では59ページに該当します。基本的には、この後、皆さんにご審議していただく、これまでの施策に対する評価を見て、そこからごみ処理の課題等を抽出するという形になりますが、62ページから63ページに課題を書かせていただいております。

最後に、「ごみ処理行政の動向」として、国や県におけるごみ処理の動向や近隣市町村における動向について整理をするということで、資料1の改定計画では64ページから66ページ、現行計画では60ページに該当するところに記載しています。

今回は、大きく1番と2番を書かせていただいております。記載の内容は、冒頭にお話ししましたが、基本的には令和3年度以降にあった法律の成立や改定などにさせていただいております。実績データについては、可能な範囲で過去5年以上のものを掲載しています。今回の範囲は基本的な内容や実績が主となっており、将来の見通しや目標値の設定については次回以降のご審議とさせていただければと考えております。

簡単ですが、今回の資料1についてのご説明は以上となります。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問などありますでしょうか。今は割合、形式的なことで説明がありましたが、詳しい内容はここに全部書いてありますので、またお家に帰ってゆっくり読んでいただければいいと思います。

○野中副会長 1点だけ確認させてください。毎回、聞いているかもしれませんが、この最終版はカラーで印刷されて閲覧できるようになるのでしょうか。

○菊地課長補佐 最終版はカラーで印刷しますし、ホームページにもカラーで掲載させていただきます。お配りしたものはグラフや表が白黒で見にくくなってしまっていて大変申しわけありません。本編に関しては、完成版はカラーで印刷させていただきます。

○藤原委員 藤原です。

ここに記載されていないごみについて、私の地元で今考えているのは、1つはイベントごみです。コロナが明けてからいろいろなところでイベントが新たにというか、再びというか、それで盛り上がるのはいいのですが、そのイベントごみの対処の仕方が、イベントをしている実行委員会等によ

ってばらばらまちまちであるということ。こういうときだからといって家ごみまで一緒にしてしまうところもあったりして、そういうところの段取りとか、告知や周知をしていくような何かがあったほうがいいのではないかとと思っています。

もう一つが、食品ロスではなく景品ロスというのでしょうか、イベントが起きれば起きるほどいろいろ景品がついてきます。その景品も余ってしまっている場合があって、その余った景品の対処方法もまちまちで、そのまま在庫として倉庫に置いてある場合や、ごみとして捨ててしまうこともあります。品物にもよりますが、生物に関しては捨ててしまうこともあるだろうし、持ち帰ってもあるだろうけれども、生ではないのもであっても品質劣化して使えなくなることもある。例えばボールペンとかだと、何年かすると書けなくなってしまう。そういった景品のボールペンはどうするのか。あと、アンケートに使うような携帯の小さい鉛筆があります。あれも、使って芯が丸くなったものをどうするのか、そのまま次回に使うのか。

そのような細かいところですが、イベントが再びいろいろ起きたことで景品等のロスが出てくると思うので、その辺もみんなに考えてもらいたいと思います。

地元では、私は今、そういうことに目を向けているところですが、こちらにはそういうことは書かれていないので、そういうのはどういう分野に入るのかなと思っています。

○菊地課長補佐 イベントのごみ自体は、一般廃棄物であれば実績等という形では載っていますが、イベントごみという形で分けて載せているわけではないので、ごみ全体としてどのくらい排出されて、どのように処理するのかというのは、今ご説明した範囲になってしまいます。

今おっしゃっていただいたような景品のロス等は、例えばリユース等については、今後、第4章以降で施策を書いていくので、その中でリユースやリサイクル、あとプラごみ削減のところで書くような要素があれば、あとは啓発に少し盛り込めるところがあれば、そういった内容も入れていくことは検討できるかなと思います。しかし、ではどうしていくのというところが書けないと、施策に入れ込むのも難しいかなと思います。コラム等で入れられるのかということもあわせて考えてまいりたいと思います。

○横田会長 昔よく観光地ごみというものがありました。観光地ごみは、特に法律では明記されていないので、事務局として、現在、観光地ごみに関して何か特に考えている対策はあるのですか。共通したニュアンスだったので、お伺いします。

○菊地課長補佐 観光ごみに特化して何か対策というのは書いておりませんが、今回の内容でいくと、資料1の17ページに藤沢市の概況として、藤沢市は観光が一番魅力なところもありますので、そういったところは触れてはいます。ただ、ごみの量とかごみに関しての対策まではこの中で触れていないので、どのように書くのかは考えていければと思います。多分、ごみのポイ捨て等に触れる形になるかなというところだと思います。

○横田会長 特にマナーなどの点ですね。イベントと共通するところがあると思います。

○秀平委員 秀平です。ご説明ありがとうございます。

幾つか質問とかささせていただきたいと思います。まず、3 ページに廃掃法の改正が閣議決定と書かれています。これは最終的にはもう既に公布されていると思いますが、それに書きかえるということではよろしいですか。

○菊地課長補佐 おっしゃるとおりです。たしか6月でしたか、公布されていたと思いますので。

○秀平委員 それと、これは多分、誤字なのかな。20 ページに文章が3段に分かれて書かれています。最後に「最終処分場は女坂最終処分場で」と書かれています。が、「最終処分は」なのかなと思いました。

○菊地課長補佐 確認して、文章は整理させていただければと思います。

○秀平委員 それから、24 ページに地区別の可燃ごみの収集量の表が出されています。これは収集量全体でここが多いと見るのがいいのか、それとも1人当たりの量で見るのがいいのかとか、さっきありましたが、観光が多いところだとそっちで出るごみが多くてふえるのかとか、そのあたりも施策に向けては分析があったほうがいいのかと思いました。

あと2点です。次は26 ページに令和6年度の家庭ごみと事業系ごみがどのくらいになりましたというのが書かれています。が、実際のごみ量比較としては令和7年度になっているので、これはそろえたほうがいいのかと思いました。

最後に、施策にかかわってくるかもしれませんが、30 ページに組成分析の結果が載っています。例えば紙の量は割と質ベースでそれなりに変わっていないのですが、紙ごみといっても、ティッシュペーパーみたいに燃やすしかないようなものもあれば、コピー用紙みたいに再利用に回せるものがあると思います。そのあたりはどんな感じで入っているのかわかれば今後の施策にも役立てられるのかなと思いましたので、情報があれば出していただけるとありがたいかなと思いました。

○菊地課長補佐 地区別のところは、確かに少し考察があった方が載せている意味がわかりやすいのかなと私も思いましたので、そこは工夫させていただければと思います。

あと、令和6年度で比較しているところと令和7年度で比較しているところですが、場所によっては、昨年、火災があった関係で、イレギュラーな対応をしているところもあります。例えば目標値は、あえて令和6年度で評価しています。ただ、実績としては令和7年度まで出しているの、注釈が足りないところは、そういったことがわかるようにさせていただければと思います。

あと、30 ページの組成分析は焼却施設のピットからです。こちらは国のピット組成の分析方法の項目があり、その項目でしか測定していないので、紙ごみの中のさらに細かい分別はありません。ただ、ピットの組成の状況で何か考察できるのであれば、そういったところも踏まえて記載の方法は工夫させていただければと思います。

○吉田委員 吉田です。

藤原さんに確認ですが、イベントごみについてです。各地区で祭りがあり、各地区の祭りから出るごみは、清掃センターさんとうまく処理ができていますと思いますが、藤原さんの言われているイベントは特殊なイベントで、祭り絡みではないということですか。

○藤原委員 例えば町内会でやっている夏のバーベキュー大会とか、そのようなものです。そのごみはセンターを通さないで、例えば環境事業センターに予約してとりに来てもらおうとかしますが、でもそこまで大きくは出ないわけです。そうすると、例えば各自で持ち帰るのか、もしくは大きなマンションさんをお願いしてマンションさんに預けてしまったりという対応しています。

ただ、油関係のものを排水溝に流しているところを見たりしてしまった。でも、町内会あたりだと、古くからおられる地元のお偉いさん方にはなかなか抵抗できないところもあります。そういうのを、市のほうから、「こういうことはしちゃダメよ」とか「このようにしてください」という指示があれば、こちら動きやすいかなと思いました。

往々にして、「いいじゃん、いいじゃん、お祭りなんだから。きょうだけだよ」というところが結構あるので、そういうところも市のほうでバックアップしていただけるとありがたいなと思います。そうでないと、「本当に藤原さんってうるさいよね」とか「細かいよね」といつも言われるので、ぜひ助けていただきたいと思います。

○北野委員 北野です。

3 ページ上位計画の中に、多種多様の個別物品の特性に応じた規制という形で法律がいっぱい書いてございます。8 個とか9 個とかいっぱいあります。国が決めた法律なので、今回は藤沢市としてこの法律にどうこうというのはないと思いますが、一般市民としてこの法律をどう守っていけばいいのか。これだけたくさんある法律を調べるわけにもいかないので、ごみニュースとかそういうのをちゃんと真面目に見ていけばいいのかという素朴な疑問です。知らないうちに法律違反をしているということないですよと考えます。

藤沢市さんとしては、これだけいっぱいある細かい法律に対してどういう啓蒙活動をされているのでしょうかという質問です。

○菊地課長補佐 例えば上位計画に載っている資源有効利用促進法とかについては、最近、火災が出ているリチウムイオン電池やパソコンのリサイクル等について書かれている法律です。藤沢市では小型家電用に黄色いボックスを設けたりしています。基本的には計画に書いている個別法や上位計画の内容を踏まえた上で、藤沢市としては、ごみのルールとして、皆さんにごみカレンダーをお渡しして、このように出してくださいというご案内をさせていただいております。

例えば、充電式の小型家電は小型家電のボックスに入れていただければ回収しますが、ではそのルールは何に基づいているのかとなると、小型家電リサイクル法に基づいたルールをごみカレンダー

一に書いています。最近では、令和4年度にプラ新法ができております。それも、商品プラスチックと容器包装プラスチック等のリサイクルということで、藤沢市の分別だと製品プラスチックはこのような出してくださいと書いて、分別収集をして、藤沢市としてはその法律に則った形でリサイクルしているので、市民の皆様はごみカレンダーに沿って分別していただければ大丈夫という形です。我々が、上位計画とか新しくできた法律に基づいて、分別の変更や、処理の方法を変えています。

○佐藤委員 佐藤です。2つほど、拙い意見というか質問です。

私は前回、欠席したものですから、そこでいろいろ議論がなされているかもしれません。39ページの資源化率Ⅰ、Ⅱが×になっているのに対して、39ページの上の文章で、「資源化率Ⅰがあと0.1ポイント、資源化率Ⅱはあと1.1ポイントの拡大が必要です」と書いてあります。これはどのようにしたら達成できるのか、教えていただきたいという思いがあります。

それに関連して、62ページの上から3段落目、「資源化率についても、向上に向けて各種施策を進めてきたものの、資源化の実態との乖離が生じており、目標達成には至っていません。こうした状況を踏まえ、資源化率の目標設定そのものを改めて検証し、現状に即した目標へと見直す必要があります」と書いてあります。39ページの「拡大が必要です」との整合性といえますか。39ページだけを先に見てしまうと、その前のページには種類別にリサイクルの処理費用の単価や原価が書いてある。そうすると、素人考えとしては、原価の安い剪定紙とか古紙とか古布とかの資源化率を高めたら、あと1.1ポイントが埋まるのかとか、そういうことを考えてしまう。ただ、62ページを拝見すると、目標自体をもっと見直す必要があると書いてある。どっちなのだろうというか、その辺を補足していただけると、市役所の皆さん方の方向性とか、あるいは計画というか、今、目標設定自体が、このように時代が変わってきているのだということがわかるのかと思ったのが1点目です。

2点目も、すごく拙いアイデアで申しわけないのですが、14ページに藤沢市の地名が書いてあります。片瀬（かたせ）とか、鵜沼（うげぬま）とか。この計画をお読みになる方が藤沢市内の方々であつたら、多分すらすらとお読みになれると思いますが、私も隣の横浜市に住んでおりまして、六会（むつあい）とか、善行（ぜんぎょう）とか、そのあたりの読み方を恥ずかしながら最近知った。いろいろ訪れてみて、「あ、そう読むんだ」ということがありました。もしよかったら、難しいところだけ、どこかでルビを振っていただくことができないだろうか。読者が市民の方なら必要ないような気もしますが、新しく着任されたご担当者の方がご覧になるとか、そういったことを想定してルビを振るべきかどうか、ご検討いただければと思っております

○菊地課長補佐 1つ目のご質問の資源化率ですが、おっしゃるように、あと0.1ポイント、あと1.1ポイントの拡大が必要という記載があります。今、デジタル化が進展していて、紙自体が減ってい

たり、プラごみ削減ということで企業さんにご努力をいただいている、総プラスチック量が減ってきていたり、ペットボトルの軽量化もあります。

この資源化率の出し方は、収集した資源の量が分子、分母がごみ全体なので、ご質問いただいた、どうすれば資源化率が上がるのかとなると、例えば可燃ごみの中に入ってしまった容器包装プラスチックや紙等を資源に出していただくというところがまず一歩かなと思います。さらにとなると、現状、可燃ごみとして分別していただいているもの、例えば、剪定枝は資源化していますが、草葉はまだ資源化していないので、そういったものを新しく資源物として回収をするのか等、そういったことをしないと、これ以上の資源化率の拡大は難しいかなというところがあります。

ただ、それは藤沢市だけかということ、当然ほかの自治体さんも同じようなところがあると思います。39 ページまではごみ処理の実績を書いているところで、62 ページは、ごみ処理の実績から、例えばこんな課題があるよねというのを出すところです。そういう意味でも、これからも資源化率を採用していくのかどうか、別の指標をつくるべきなのか、資源化率という名前は残したまま視点を変えるのか。例えば、収集した全体の資源の量から本当に資源化した量とか、当然、残渣が出てしまう部分もあるので、そこを除いた分を出すのか、計算方法を変えたりして出すのか、指標自体も検討しなければいけないのではないかな。ここはそういうことで書かせていただいたところです。

次回以降は、将来推計や目標値を設定していくことになりますので、そこでまたこのような形で考えていますというお考えをお示しさせていただければと考えております。

2 点目のルビですが、確かに引っ越してきて初めてこういうのをご覧になった方はわからない読み方も確かにあるのかと。私も、瀬郷（おそごう）は、難しいな思っていたので、ルビが振れるところは振ろうと思っております。

○横田会長 最初の質問は資源化のことですが、難しいのですよね。例えば、プラスチックは焼いて熱量が出るのだから、発電効率が上がるといういい点もある。ところが、リサイクルに回してしまえば発電ができなくなってしまう。ライフサイクルとして考えた場合、リサイクルすることに結構お金がかかる場合もあります。そういう場合だったら、むしろ焼いた方が手取り早いのではないかなという人もたくさんいて、まとまった考え方はまだできていないと思います。その辺は、今、事務局からも答弁されたような話になるのだと思います。

○野中副会長 多分これからのお話になるのだと思いますが、13 ページの「人口動態」。今の 2 章は、まず現状を把握しようという章だと思いますので、これまでと現在の数字が出ているのだと思います。特に人口動態等については、今後の施策を考えるに当たっての多分基本の数字になるのだと思います。これから施策の話をされるときには、藤沢市として今後の予想をどう考えておられるかという数字もぜひ一緒に見せていただきながら、お話を聞けるといいかなと思っております。

それから、細かい話ですが、15 ページの「表 2-7 に示すとおりです」と文章中にはありますが、

恐らく表2-3だと思います。多分まだ今はいろいろご準備中だと思いますので、この後も図番、表番がずれることはあると思いますが、確認いただけるといいかなと思いました

- 菊地課長補佐 将来の人口はごみの量にもかかわってくるので、人口推計は出させていただいた上で、ごみ処理がどのように変化していくのかというところと、今後、お示しさせていただく施策をあわせてどのぐらいの減量効果があるのかとか、そういったところで目標値を設定していくという形ですので、将来人口はきちんと確認してまいりたいと考えております。

また、15ページに誤りがあって申しわけありませんでした。ほかも文章の精査が必要などころが多々あると思いますので、そこは次回以降、きちんと直した状態でお示しさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

- 橋詰委員 最初に、皆さんの音声は大体聞こえるのですが、必ずしも音声が明瞭ではなくて、聞き取れていないところもあるので、もし被っているところがあればご容赦ください。資料1の一次案に対する質問、意見だと思いますので、幾つか申し上げたいと思います。

最初に思うことは、こういう対策は、例えば施設整備とか、料金改定とか、分別収集をどうしようとか、藤沢市自身ができることと、誰かにやってもらうことがあるわけです。市民にやってもらうとか、事業者によってもらうとか、2つに分かれるのだと思います。藤沢市自身がこれから何をやるかは、まだこれから練るところもあると思います。料金とか、先ほども出ていましたが、観光ごみをどうしようとか、これから練る部分だと思います。しかし、誰かにやってもらう部分が難しいので、取り組みがなかなかうまくいっていない部分もあるのかなと感じるわけです。

市民がやっている部分もありますが、業界というか、製造者とか事業者によってもらう部分が気になるところです。いわゆるEPRという言葉で言われている部分ですし、プラスチック資源循環法であれば、プラスチックを使うものから、そうではないものに切りかえてくださいという話もあるわけです。こういうものは結局、藤沢市だけでなく全国的な話ですが、もちろん藤沢市さんも全都清を通じたりしてご要望されているわけです。例えば、市内にも製造メーカーさんや販売店などがあつたりして、そういうところに対する働きかけとか要望もあるのではないかと。以前も申し上げたことがあると思います。そういう部分があまり書かれていないな、少なくとも明確には書かれていないと思うわけです。

そういう意味では、同じようなところは、たまたま神奈川県さんの計画のことについても触れられていますし、神奈川県の方も委員の中にいらっしゃったと思いますが、県ではどのように製造者なり流通者に対して働きかけを行っているのかというあたりを参考にして、もう少し書いてもいいのかなと思います。この中でも盛んに循環経済（サーキュラーエコノミー）だと言っているわけです。そうすると、消費者、市民の対策だけでなく、どんなものをつくってもらうかということがあつて、その上で市民はしっかり大事に使いましようとなるわけです。いわゆる上流側に対する働き

かけは、難しいから書けないし、なかなか実効が上がらないと言われればそれまでですが、もう少し工夫の余地はないのか。市内の業者さんに対するメーカーさんなり流通者に対する働きかけはあってもいいのかなと、私が一番思ったところです。

同じように、県もいらっしゃるから、あるいは市の方でもいいのですが、広域化のことについて2カ所ぐらい、12ページとか63ページに触れられています。藤沢の場合、藤沢と茅ヶ崎と寒川ですが、本当にそれでいいのかというあたり、県も含めた議論がどうなっているのかが気になるところです。

前々から申し上げていますが、鎌倉の減量審はもうやめたのですが、逗子はまだやっているのです。私の理解だと、あそこは令和16年か17年以降は必ずしもめどが立っていないから、端から見ると、藤沢と一緒にやったらどうかとか、横浜と一緒にできないかと思ってしまうわけです。そういうあたりも含めた議論があるのかないのか。考えた上で、やらないというならそれはそれで結構なのですが、この辺が気になる。いわゆる藤沢を含む2市1町にとどまらない広域化という観点も含めた議論がこれから行われるのかわかりませんが、重要な点として残っているのではないかなというのが2点目です。

3点目ですが、食品ロスについて随分書かれています。食品ロスをどうやって減らすかということ自体は適切なことを書かれていると思います。ただ、読み返していて、食品ロスを減らすことはもちろん大事ですが、どうしてもゼロにはならないのです。そもそもごみというのはそういうものですが、どうしても出てしまうわけです。極論すると、食品供給量を減らせばフードロスはなくなるかということ、それもないわけです。いずれにしてもフードロスは必ず出るので、それをどうするかということ、いわゆる食品廃棄物の世界に入るわけです。食品リサイクルですね。これを見ていると、食品リサイクルに対する記述がどこにもないのです。まだ書かれていない、空欄になっているところに書かれるのかもわかりませんが。

食品ロスの発生予防は中心として進めるとしても、どうしても出てしまう食品リサイクルの部分、肥料やコンポスト、ほかの方法もあるかもわかりませんが、そこもきちんと書かないと、廃棄物処理の計画としては十分ではないように思います。

ほかに細かな表現等がありますが、内容にかかわるところはこんなところでございます。

○菊地課長補佐 全て聞き取れていなかったら大変申し訳ないのですが、市民・事業者・行政の役割のところについて、今回は第3章までしかまだ記載していないため、現行計画も、今回の改定でお示しさせていただいたところまでしか皆さんにお配りしていないのですが、現行計画では69ページに市民・事業者・行政、それぞれの役割を書いております。

確かに、誰かにやってもらうのが難しいところですが、事業者の方や市民の方のところでも排出抑制を推進していただくとか、極力自主的に引き取っていただくということを書かせていただいた

り、拡大生産者責任の観点から入れているところもあります。今回の計画にもそういったところを書かせていただいた上で、施策の展開のところに、市民の方や事業者の方、市と、こういったところで一緒にできるのかを書いていく形になるかなと思います。

現行計画では、お配りしていませんが、71 ページの⑩「循環型社会形成への要請」で、全国都市清掃会議、神奈川県都市清掃行政協議会を通じて、国や事業者に対しても循環型社会の実現に向けたものについての要請しておりますので、引き続きそういったことをやっていくというところがあります。

2つ目の広域化のところだったと思いますが、広域化も今後の目標なので、次回以降で出させていたこうと思っています。委員がおっしゃったように、今、ごみの量が減ってきている中で、神奈川県内のブロックをどのように組んで持続可能なごみ処理体制をやっていくのか、議論にはなっているところです。藤沢市が入っている湘南東ブロック、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町は、今回の編成の議論には一応入っていませんが、周辺の自治体では再編のお話が出ているところもあります。まずは湘南東ブロックとしてどのような広域の連携ができるのかというのは書かせていただく必要があると考えております。

3つ目の食品ロスのところですが、これもすみません。今回、ごみ処理基本計画の一部しかまだお示ししていなくて申しわけありませんが、現行計画にも最後のほうに食品ロス削減推進計画を記載しております。現行計画では 93 ページ以降です。食品ロスは啓発がメインにはなってしまうのですが、そういったところを引き続きやるのとあわせて、ごみになってしまったものをどうリサイクルしていくのかということも重要だと思います。そこも、食品ロス削減推進計画を作成する際に施策に入れたり、課題として出させていただければと考えております。

すみません、聞き取れたのがここまでだったのですが、よろしいでしょうか。

○橋詰委員 今回の部分ではない部分についての発言をしたのかもしれませんが。次回以降、またご提示いただけるのであれば、それを見て議論したいと思います。

○横田会長 いろいろ素敵なアドバイスをありがとうございました。

ほかにございましょうか。——特にないようでしたら、次へ移りたいと思います。

イ 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策の評価方法について

○横田会長 議題イ「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策の評価方法について」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 引き続き、私からご説明させていただきます。事前に配布させていただいた資料の中で、資料4、資料5、資料6があります。

施策の評価で最初にお話ししたPDCAサイクルにも該当してくると思いますが、今回の改定の

計画では、資料1だと40ページ以降に記載する予定の評価の部分について、事務局としてA案とB案、2つの案を作成しました。A案が現行計画の評価方法に評価コメントを追加したものです。現行計画の内容は資料2の39ページ以降に記載しているのがこれまでの評価方法です。今回お示ししたA案は資料5ですが、これまでの評価方法に追加して、評価のところに考察みたいなものを入れて、「実施の内容に対してこういった考察をしたので、評価はAにしました」というふうになっているのがA案です。

もう1つのB案、資料6ですが、こちらは評価軸も変えております。これまでの数値化された実績に加えて3つの評価軸をつくって、その評価軸の中でさらに3段階の評価をして、評価基準を明確にした上で総合的に評価しているものです。実施の内容を書いていた隣に評価ということで、「進捗、有効性、妥当性という3つの軸でそれぞれ評価をして、総合的にAと評価しました」という形で記載しております。

それぞれの概要は、資料4の「A案の概要」、「B案の概要」と書いてあるところに記載しています。事務局としてはB案を第1案と考えていますが、皆様にどちらのほうが見やすいのか、どういった視点で評価したほうがいいのかというご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○横田会長 事務局から説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問はありますか。

○北野委員 北野です。

A案、B案、どちらともですが、評価の基準に対して評価A、B、Cという形で判定されると思います。その判定はどのように行う、もしくは行ってきたのでしょうかという質問です。

○菊地課長補佐 判定は、それぞれ資料5と資料6の鏡の部分に記載しております。市としてA、B、Cで評価しています。どこかに全国共通の基準があるわけではありません。

○北野委員 そういう質問ではなく、要は1人で判定するのか、チームで判定するのか。どうやって判定するのですか。自分はこう思った、私はこう思ったと、分かれることもあると思います。

○菊地課長補佐 それぞれご意見があると思いますので、そういったご意見を踏まえながら、この施策に市が取り組んできたことに対して、取り組みをちゃんと実施して着実にしているかとか、そういった評価をしていくという形になります。

なので、この審議会の中で皆さんに評価していただく。基本的には市がまず自分たちがやってきた施策に対しての評価案を出させていただいていますが、その評価に対して、これはそんなに進んでいないからBでしょうというご意見をいただいたり、市としてはBかなと思っていたところ、いや、これはもっとこのようにやっているんだからAじゃないですかというご意見をいただいて、市として総合的にやってきた取り組みについて、まず評価をいたします。その評価の内容については次の議題に入れさせていただいております。まずは、A案で評価をするのか、B案で評価をするの

か、どちらのほうの皆さんが評価をするに当たってわかりやすいのか、まず決めさせていただければということで、今、お話しさせていただきました。

○北野委員 ご回答としては、まず市が評価して、その後に審議会で評価するということでよろしいですか。

○菊地課長補佐 そうです。市が取り組んできたことに対して、「自分たちはいうことをやってきたので、これに対してはA評価、これに対してはB評価、総合的にこの取り組み施策に対してはA評価にしています」という形を示しさせていただきますので、先ほど申し上げたように、それに対してこれはこういう視点もあるんじゃないですかというご意見を皆さんからいただきます。ただ、それは次の議題のところなので、まずはA案で評価をするのか、B案で評価をするのかというところを確認させてください。

○北野委員 質問しているのは、評価の進め方をどのようにやるのですかということです。市がまず判定して、その後に市議会で判定するということでよろしいですか。

○菊地課長補佐 そうです。

○北野委員 今回の議題として、A案、B案、どちらで進めますかということでは、私としては、細かいB案のほうがいいかなとは思っております。

○前田委員 生活環境連絡協議会の前田と申します。

今のA案、B案は、意見を聞くからややこしいので、採決でどちらか手を挙げていただいたら一番いいんじゃないですか。私はそのように思います。

○横田会長 確かに、B案は評価の軸を設けたということですね。A案でも評価はやっていますが、その軸をさらに分析すると、進捗度、達成度という軸、有効性という軸、それから妥当性・適合性という軸、その3つの軸にさらに分けて、それぞれで評価していこうということです。こちらのほうが見やすいのではないかと私は思います。

A案がいいか、B案がいいか、ここで多数決をとりたいと思います。

○吉田委員 B案でいきましょう。

○横田会長 では、A案のほうがよいと思う方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○横田会長 では、B案のほうがよいと思う方、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○横田会長 ということは、圧倒的にB案となりましたので、B案でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○横田会長 異議なしということですが、事務局から何かコメントはございますか。

○菊地課長補佐 では、B案でお願いします。

○横田会長 それでは、B案を採用することになりました。

○藤原委員 B案の①、②、③に対しての評価のところに、全ての項目に「進捗・達成度」、「有効性・成果」がそれぞれについているので、これはもう省いてしまって、①はA、②はB、③はAという形で、少しでも文字が少ないほうが見やすいのかなと思います。

総合も、今までは結局AとかBだけでよかったけれども、3つに対しての総合ということだと思うので、「総合」と書いてありますが、「総合」も、もうちょっと表現の仕方を、例えばAだけにしておくのか、最初だから説明が必要なのかかわからないけれども、ちょっとしつこいかなと思いますので、ご検討をと思います。

○菊地課長補佐 わかりました。B案を軸に、わかりやすく、あまり複雑にならないように、変更できるところがあれば変更するような形で考えさせていただければと思います。

○横田会長 私も、ちょっと説明がダブっているような感じがしましたので、なるべくわかりやすく説明していただくといいと思います。

それでは、議題イはこれで終了します。

ウ 藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策の評価について

○横田会長 続きまして、議題ウ「藤沢市一般廃棄物処理基本計画の施策の評価について」、事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 今、評価はB案でよいということでしたので、B案でご説明させていただきたいと思います。資料6と資料7をご覧くださいければと思います。

先ほど少しお伝えしたように、まずは事務局で施策に対しての評価をしております。それに対して皆さんからご意見をいただければと考えております。項目が50項目ぐらいあり、全てを説明するのは時間がかかってしまいますので、前回の現行計画で評価している内容と、今回の改定計画での評価で違うところを中心にご説明させていただければと思います。それでも14項目ぐらいありますので、少しお時間をいただければと考えております。

「施策内容」ですが、現行計画の前から引き続き継続して施策として設定しているものと、現行計画で初めて施策として設定したものがあります。わかりにくいと思いますが、新しく施策をつくったものは今回しか評価していないので、前回の評価はありません。

見方は、「施策内容」に、このような施策をやっていけばごみが減量するだろうとか、資源化していくだろうという内容を現行計画で定めているものがありまして、ここに対して、現行計画ではこういう評価をしましたというものと、一番右側にこれからつくる改定計画に対しては、令和4年度から令和8年度までやってきた内容で評価しているものが今回の内容なので、そちらをご覧くださいければと思います。

まず、基本方針1「積極的に3Rに取り組むまちづくりの実現」、(1)「リフューズを含めた3R推進に関する施策」についてです。ここで、現行計画の評価と改定計画の評価で違うところが幾つかありますので、まずそちらを中心に説明をさせていただきます。

②「リユースの促進」です。現行計画の評価ではBになっていましたが、今回の計画改定の評価ではAにしております。その理由を資料6に書いております。評価軸は一番頭書いてある3つで、3段階で評価していますが、2ページの②「リユースの促進」で、「実施の概要」は記載のとおりですが、リユースフェアを開催したり、ジモティースポットを開設するといった新たな施策を実施したので、「進捗・達成度」はA評価にしております。「有効性・成果」は、令和7年度実績で約85トンの減量効果が出たという具体的な成果が得られましたので、こちらも評価はAとしております。「妥当性・適合性」については、国としても2026年3月にリユースの促進に関するロードマップを策定し、生活者のリユース実施率を引き上げて、リユースを当たり前にすることを目指している。それが社会情勢に合致しているところや、市民ニーズに合ったサービスを展開できたというところで、こちらも評価をAとして、総合A評価にしております。

次に、③「グリーン購入の推進」については、現行計画ではA評価にしておりましたが、今回の改定計画での評価はBにしております。こちらは、継続的に実施には取り組んでいますが、新たな情報発信には至っていないので、「進捗・達成度」はB。「有効性・成果」についても、一定の効果は継続しておりますが、新たな変化が少ないので、B。「妥当性・適合性」については、有効な施策にはなりますが、会議はPC持ち込みで紙を使わないなど、デジタル化への対応が必要になってきておりますので、改善、発展が必要だろうということで、B。総合的にBという評価をしております。

④「資源品目の拡大」は、現行計画では重点施策になっておまして、B評価でしたが、今回の改定計画ではA評価にしております。評価の理由ですが、「進捗・達成度」については、新たな資源品目の拡大は行っていないが、中間処理で発生した商品プラスチックなどの残渣をリサイクルする取り組みを行いましたので、A。「有効性・成果」についても、商品プラスチックの回収量が増加しておりますので、こちらもA。「妥当性・適合性」は、プラ新法の33条の認定を取得して、プラスチックの資源化の促進に取り組んだので、A。こちらも総合評価をAとしております。

⑤「食品ロスの削減」については、現行計画で初めて施策として取り入れた取り組みなので、現行計画での評価はなく、今回の計画改定での評価となります。こちらの「進捗・達成度」については、食品ロスの実態調査を継続して、フードドライブの事業も継続しておりますが、組成分析の結果では食品ロスがあまり減少していないということでB評価にしております。「有効性・成果」については、食品ロスの削減にはまだ改善が必要ということで、市ホームページでの啓発の改善を図ったりするということでBとしております。「妥当性・適合性」については、商工会議所さんとも

連携して、持ち帰りができる飲食店の紹介などをホームページで実施しておりまして、社会情勢に適合した取り組みが実施できましたので、こちらはA評価にしております。総合評価としてはBとしております。

続いて、4ページ、⑥「生ごみ資源化の促進」です。現行計画ではA評価でしたが、改定の計画ではB評価にしております。こちらは「進捗・達成度」の評価が、従来の制度を継続はしていて、コンポスター環やキエーロSなど、市民ニーズに応じた対象の拡充を行いましたので、こちらはAとしております。「有効性・成果」については、購入費の助成件数が減少傾向にあるということで、こちらはB評価になっております。最後の「妥当性・適合性」で、生ごみ資源化の促進はごみ減量に有効な手段であるので、購入者アンケートを実施するなど市民ニーズに応じた助成内容の検討が必要なので、こちらでもBということで、総合評価はBとしております。

次に、⑦「プラスチックごみの削減」のところで、こちらでも現行計画で初めて施策として取り入れたものなので、改定計画での評価が初めてとなります。こちらは、「進捗・達成度」がマイボトルの普及などによる使い捨てプラスチックの使用抑制の推進などを行いましたので、A。「有効性・成果」については、事業者と協働した新たな取り組み、例えばセブンイレブンに回収器を設置したり、啓発品としてボトル to ボトルリサイクルの見える化を行いましたので、意識啓発推進に貢献したということで、評価をAにしております。「妥当性・適合性」については、プラスチックごみ問題の解決が社会ニーズであり、事業者との協働で持続可能な取り組みを展開できたということでA評価にしており、総合的にはA評価にしております。

続いて、5ページの⑨「民間処理業者による資源化の支援」で、現行計画ではB評価にしておりますが、改定計画ではA評価にしております。「進捗・達成度」で、剪定枝、食品残渣について資源化を継続して実施しておりまして、剪定枝は草木灰として市民の皆様に広く配布して、リサイクルの見える化を実施しましたので、A評価にしております。「有効性・成果」については、資源化量については令和3年度から増加しているものの横ばい傾向なので、B評価にしております。「妥当性・適合性」についても、国の基本方針としても、まずは食品ロスを削減、どうしても残ってしまったものはリサイクルするというものなので、市内に食品残渣をリサイクルする事業者があることが強みなので、有効な施策を実施できたということで評価をAにしております、総合評価はAとしております。

次に、(2)「事業系ごみに関する施策」、資料6では7ページです。④「許可業者への指導」で、現行計画では重点施策になっておりまして、A評価でしたが、今回の改定計画ではB評価です。「進捗・達成度」ですが、指導は継続実施しておりまして。令和5年度から北部の新2号路稼働と合わせまして、事業者への搬入検査を強化しております。これに合わせて条例の改正もしておりますので、評価はAとしております。「有効性・成果」については、指導件数は減少していますが、継続

的な取り組みが必要な状況なので、Bとしております。「妥当性・適合性」についても、展開検査による直接指導等、連携を図りながら取り組みを推進する必要がありますが、不適合物が全て解消したわけではないので、引き続きこういった取り組みが必要ということでB評価で、総合的にはBという評価にしております。

次に、⑤「関連団体との連携」です。現行計画では重点施策でA評価ですが、改定計画ではB評価にしております。「進捗・達成度」と「有効性・成果」は、継続的に講習会などを実施して情報提供や啓発に努めているということなので、大きく変化があるわけではないので、B評価にしております。「妥当性・適合性」は、法改正や、藤沢市からのお知らせを講習以外の方法として事業者の機関紙に掲載させていただいておりますが、分別方法については、まだ展開検査でも指導の対象になることが多いので、そこについての工夫は必要ということで、B。総合的にはB評価とさせていただきます。

続いて、基本方針2「廃棄物の適正処理システムの実現」、(2)「排出・収集に関する施策」で、資料6では9ページです。②「10ブロック区域分けによる収集の継続」は、現行計画の評価がAですが、改定計画ではBとしております。「進捗・達成度」については、「10ブロック区域分けによる収集の継続」を実施したということでA、「有効性・成果」で、現在、集積所収集を行っている資源についても、社会環境等の変化で取り組みについて検討する必要があるということでB評価にしておりまして、総合的にはB評価という形にさせていただいております。

次に、10 ページで、⑤「剪定枝の資源化の促進」。現行計画では重点施策でA評価でしたが、今回の改定計画ではB評価にしております。こちらも「進捗・達成度」や「有効性・成果」で、資源化に向けて戸別収集は継続しておりますが、資源化量の拡大は大きく進んでいないという状況です。「妥当性・適合性」で、事業系の剪定枝が多いので、拡大が重要です。家庭系は近年、横ばいになっておりまして、令和7年度は火災の影響もあり減少しているので、総合的にはB評価としております。

(6)「その他のごみに関する施策」は、資料6では15ページです。④「新たなリサイクル品目の研究」で、「進捗・達成度」では、令和元年度以降、継続して使用済み紙おむつの資源化について検討を行ったということで、評価はA、「有効性・成果」については、環境省の無料コンサルティングに採択され、藤沢市は検討が進んでいるという評価をいただいたので、評価はA。「妥当性・適合性」は、こちらも国において2030年度までにおむつのリサイクルを実施、検討する自治体をふやすという方針を掲げておりまして、検討は行っておりますので、その内容が合致しているということで、評価はA。総合評価をAとしております。

⑤「地球温暖化対策」は、「進捗・達成度」と「有効性・成果」で計画を策定して脱炭素の目標を明確にしたということで、A評価にしております。2030年度までに温室効果ガス排出量を46%に削

減することを掲げまして、この高い目標を達成するために組織改正を行い、ゼロカーボン推進課を中心に進めていますので、総合評価としてはAとしております。

最後に、⑥「気候変動の適応策」です。ここは文章を修正する予定ですが、「進捗・達成度」については計画を策定しているので、A。「有効性・成果」で、現行計画には廃棄物分野に関する適応策を示していますが、本市は戸別収集を実施していることなどもありまして、近年の気温上昇とか大雨の頻度が増加していることから、射熱による収集効率や作業効率低下などの適応策を引き続き行う必要がありますので、評価はBとしております。「妥当性・適合性」も、地球温暖化対策実行計画の中にまだ入っていないところがあるので、そこら辺を別途検討する必要があるのではないかということでB評価にしております、総合Bという形にしております。

簡単にはなりますが、評価で、現行計画と今回の改定計画で変更があったところを中心に事務局としての評価を案で示させていただいたので、ご意見をいただければと思います。

○横田会長 事務局からの説明が終わりましたが、何かご意見、ご質問がありましたらどうぞ。

○秀平委員 ご説明ありがとうございました。個別の施策でどうこうという話ではありませんが、評価の基準として、例えば、もう既に制度ができ上がっていて、このまま継続していくものに関しては、A評価はなかなか得られにくいと思います。実際にやっていく中で、その評価をどこに入れるかは非常に難しくなってくると思います。そういうところをどこかに入れ込めるところというか、評価軸として1つあるほうが、もう既に達成されているので、全体としてはそれ以外のところで見ていくというのがわかりやすくなるのかなという気がしたので、そのあたりもひとつ考えてみてもいいのかなと思いました。

○菊地課長補佐 今回のB案も、今おっしゃっていただいたように、社会的な役割としては終わっている、例えば藤沢市には不用品等交換制度がありますが、今はフリマアプリだったり、いろいろなものが世の中にあるので、社会的なニーズは一旦終了したのではないかとということで、その制度自体は終わって、かわりではありませんが、ジモティースポットというリユースの拠点をつくっています。では、社会的な役割が終わってしまった場合、それが進んでいないCという評価になるのかというと、そうではなく、かわりのものもつくっていますし、それにかわるものが世の中に出ているからということもあります。今までの評価軸だけだとそういったところを評価するのが難しいというところで、今回、B案をお示しさせていただきました。

今いただいたご意見も反映できるような形で考えられればと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○前田委員 今回の評価基準のB案は、私としては非常に賛成というか、素晴らしいと思います。昔、企業でISO 14001という評価の委員をやったことがあります。そうすると、2年に1度ずつ査察が入って、全ての項目に対してチェックが入るのです。チェックは入るのですが、評価A、B、Cを

つけているのは私なのです。非常によくとりたいのですが、もちろん捏造はできないので、事実をそのまま評価するのですが、評価の仕方が評価しやすく、みんなにも認めてもらう、こういうテーマを選ぶのも本人なのです。私が言いたいのは、市のほうでこのように自分のいろいろなものを自分で評価して点数をつけるのは非常に大切だと思いますので、このやり方はぜひこれからも。

それから、みんなが見たときに、こういうことをやったらAになる、こんなことをやると……。残念ながらCがないのですが、事故か何かがあってCをつけても、Aがあって、Bがあって、そういう評価を自分たちでつけるというのは非常にやる人の励みになると思いますので、ぜひこれからもこの方法を続けてください。

○藤原委員 コンポストとかキエーロについてです。これは1度買ったら、2回目、3回目はないですよ。

○菊地課長補佐 基本的には、5年経過すれば、またご購入していただくことができますし、あと、もしこの5年の最中でも、壊れてしまったといったことがあれば、ご相談いただければ、助成の対象になる場合もあります。

○藤原委員 5年しかもたないの。

○菊地課長補佐 基本的には、助成がずっと同じ方にならないように5年としています。5年を経過して、再度欲しいという方がいらっしゃれば、また助成の対象になりますので、2回目の方もいるし、継続して使っていらっしゃる方もいます。1個とか2個とか、個数に制限があるので、もっと欲しいなという場合、5年間は助成の対象にはならないので、5年を過ぎてから再度ご申請をしていただくという形です。

○藤原委員 あまり頻繁に買いかえる品物ではないと思うので、全体的に何割ぐらいの人に購入してもらうのが最終目標になるのかと考えます。私もよくお勧めしたりするのですが、全然興味を持てただけなかったり、マンションに住んでいる方は、大きいのは無理なので、小さいのといっても、ベランダにいろいろなものを置いてはいけないことになっている。そうすると対象者も減ってくるのですが、市とすればどの程度の割合の方が持つことが適当と思われているのかというのは知りたいですね。

○菊地課長補佐 コンポストの目標値は定めていないので、申し上げるのが難しいところにはなりますが、今おっしゃっていただいたように、例えばマンションの方とかスペースに限りがある方に対しても、生ごみを資源化していただくことがごみの減量で有効な施策になると考えていますので、例えばコンポスター環などは、マンションとかでベランダに置けない方でも、キッチンの横に置くタイプのものをあっせん販売させていただいたり、キエーロも、土を入れるとかなり重くなってしまうので、小さいタイプのものを販売させていただいたり、アンケートをとらせていただいた上で、市民の方のニーズに合わせて拡充していっています。

しかし、今おっしゃられたように、みんながみんな興味があるわけでもないですし、毎年かえるものでもないですし、そんなに幾つもあったりもというところがあるので、伸び悩んでいるところは確かにあります。そういったところも、アンケートなどを行って、市民ニーズを確認しながら、どうやってこの助成制度を拡充していくかを考えています。ただ、目標値がないので、何個販売が目標というのは申し上げられないというところがあります。

○藤原委員 世帯の3割ぐらいでしょうか。

○幸田主幹 環境総務課の幸田です。

具体的な3割などといった数字は今持ち合わせていませんが、市民の皆さんの住環境やライフスタイルの変化に合わせて選択肢が多い方がいいと考え、対象の拡充を目指しています。先ほどご指摘のあったとおり、マンションタイプでは電動式であったり、お家にお庭がある方については据え置き型。もしかしたら、退職されて畑仕事をやっていきたい場合には据え置き型に変えていきたいなど、我々としては、そういったところにコミットできるような形で、いろいろな選択肢を拡充できるよう施策に取り組んでいます。具体的な数値は申し上げられませんが、このあたりをご理解いただければと思います。

○藤原委員 今現在、累計でどのくらいの市民の方がお持ちなのかしら。

○幸田主幹 令和6年度実績ですが、累計で2万7,451個を補助対象として販売しています。

○吉田委員 据え置き型の利用者です。30年使っていますが、全然傷まない。すごく丈夫で、利用しています。

○幸田主幹 キューロの一番大きいものですよね。

○吉田委員 大きいやつです。丈夫です。

○前田医院 丈夫だよ。一回買ったら買わないよ。

○吉田委員 よくもちます。

○若宮参事 ちなみに、藤沢市の世帯数は20万7,000。ほぼ変わらないです。

○野中副会長 先ほどもご指摘、ご提案があったかと思いますが、継続的に実施している項目に対して、Aの評価のものとBの評価のものが混在しています。こんなふうに細かく分けていただいて、進捗の評価、有効性の評価、妥当性の評価をするということ自体は素晴らしいと思っています。では、どの基準であればAになるのか。一旦、市から出していただいた後、ここで揉むのであれば、もうちょっと早めに情報をいただくとか、こういう基準で考えたので、継続実施だけこの施策はA評価、継続実施しかしていないこの施策はB評価みたいのところまでご説明いただかないと、我々がこれでいいのかどうかは言いにくいかなと思います。

ここまで丁寧にやっていただくと情報を出すのが難しくなってくると思いますが、ぜひそのように考えていただけるといいかなというところが1点です。

もう一つは単純な疑問ですが、例えばこれはAではなく、細かい①、②、③のどれかがBじゃないのとかCじゃないのとなった場合、総合評価は単純にAが2つだったらA、Bが2つだったらBみたいな感じで足し算して平均するみたいな出し方を検討されていますか。それとも、それぞれの項目において達成度が重要だから、その重みをつけるみたいなことを考えておられるのか、どのようにお考えかお聞かせください。

○菊地課長補佐 時間が短い中で皆さんにお送りさせていただいて、ご判断は難しいと思いますので、前回の計画の評価と今回の計画の評価で違うところだけご説明させていただきました。ゆっくりご覧いただくともう少しご意見が出てくるのかなというところもあります。市の中でも、この情報を整理しなければいけないところもあるので、一旦、整理はさせていただいた上で、B案を基本として計画の中には入れ込むのですが、またご意見をいただければ、その部分は少し検討させていただければと思います。そこは引き続きご覧いただければと思います。

もう一つ、評価の方法として、「進捗・達成度」に重みづけをつけるのかとか、「有効性・成果」に重みづけをつけるのか、あとは平均をとるのかというところがあると思いますが、そこまで明確にしていなかったため、ご説明ができるような形には整理させていただければと思います。

○野中副会長 項目数がふえてくるので、基本的にはシンプルな方法がよいと思っています。実際に取り組まれている現場の方から、本当はここに重みをつけたいというものがあるものだけ、特徴的に振っていただいて、基本的にはA、B、Cの数で単純に計算するというのが一般市民にはわかりやすいかなと思いますので、そのようにご検討いただければと思います。

○松浦委員 松浦です。

個別の内容で、15 ページですが、⑤「地球温暖化対策」と⑥「気候変動の適応策」に対して、両方とも「進捗・達成度」がAで、「計画を策定した」というコメントになっています。この計画が藤沢市地球温暖化対策実行計画を策定したということであると、ごみ処理基本計画の評価で地球温暖化対策実行計画を策定したというのは、指標としてちょっとおかしいのかなと思います。そうであれば、その計画の中に、⑤のほうであれば、脱炭素の廃棄物部門の目標を明確化したとか、そういう形にしないと、地球温暖化対策実行計画を策定したからAというのは少しずれているかなと思いました。

あと、「気候変動の適応策」の廃棄物処理の中での適応策というのがいまいちピンとこなかったのですが、先ほどのご説明では廃棄物処理における作業員さんの熱中症対策とか、それを適応策であるとするのが、私はあまり腑に落ちなかった。一般の市民の方がそこで納得されるのかどうか。そこはご説明いただければと思います。

もう一つ、別の話で言いますと、4 ページと5 ページにわたっている⑧「ごみ減量推進店制度の継続」で、③「妥当性・適合性」がCになっています。この制度が終了したのは、社会的に適合し

なくなったというよりは、達成されて、もう役割を終了したということであれば、C評価はあまりにかわいそうじゃないかという気がします。達成したのであれば、制度としての役割、目標が達成できたから終わりということであれば、Aでもいいのかなと思いました。これは個人的な意見です。

○前田委員 こういう議論をしていくと、皆さんの評価が、私たちも評価にかかわりたいという意見が幾つも出ています。先ほども言ったように、私のとり方は、これはつくっている人たちのモチベーションの評価である。だけど、そうやってAとかBとかCとはつきりすると、もっと詳しく書かなければわからないとか。こうなると、つくる資料ばかりどんどんふえていって、それから事前にこれをつくりましょうという、またいろいろな資料をつくる。あまり資料をつくることに労働をかけることは目的ではないのです。目的はごみ減量化ですよね。そういう施策をスムーズに進めるのが私たち評議員でもある。

そうすると、あまり資料、資料と言われるなら、評価のA、B、Cをつけないほうがいいのかなと。今になって、最初は、私はこれがいいと言って、先ほどもこれが一番モチベーションになると思いましたが、皆さんがその評価を私たちがやりたいという意見が多いなら、私は逆に、こういうコメントを書いたぐらいで終わらせないと。

ここで評価したからといって、皆さんの給料は上がるかもわかりませんが、そんなに大変なことではなく、行政の方が仕事をやる上で、自分のやったことがこうだという反省も込めた評価で私はいいと思いますが、どうですか。やるなら、もっときっちりと細かく評価したほうがいいのだったら、もしそういう意見があるなら、私はこのB案に、今になって反対するのですが。意見を聞きたいのですが、どうですか。

○佐藤委員 前田委員のご意見もごもっともだと思いながら、これが目標というか、本来の目的に沿った自己評価であるということで、僕はいいのではないかと思います。ただ、うちの大学もグリーン購入ネットワークの会員になっていますが、自治体の取り組みのほうが組織的にというか、国で、ちゃんと法律の中で位置づけられているという面では、国立の大学とか地方自治体とかは、もうランキングが出ているのです。さっき藤沢市のランキングを拝見したところ、259位の46点となっています。それは、今回の「グリーン購入の推進」のB評価と、多少妥当性というか、合致しているのかなと思いました。

そういう客観的な評価も、数値とか実績に基づいて出せるような項目は、そのようにAとかBとかの妥当性を多少補完するような、補足するようなデータをつけてもいいのかもしれない思ったぐらいで、あまり評価に深入りし過ぎると前田委員のおっしゃるようなことになりかねないので、客観的なデータで補完できるところは多少してもいいかもしれないと思った次第です。

○菊地課長補佐 評価は、基本的には事務局でやってきた取り組みに対してこういう評価をしているというのを出しているのと、あわせて、客観的な視点も入れないと、ただの自己評価になってしま

うので、皆さんにもご意見を伺いました。そういった視点も入れて、ここの評価はもう少し考えようと思っております。

プラスで、一旦、B案で出させていただいている内容として、先ほど松浦委員からいただいたご質問にご回答させていただくと、確におっしゃっていただいたように、計画を策定したという計画とは地球温暖化の計画なので、ごみ処理基本計画の中で計画を策定したというところに評価を入れるのは、少し性質が違うのかなというところもありますので、そこは書きぶりを工夫させていただければと考えております。

適応策ですが、現行計画の 85 ページから 89 ページまでに「『ごみの排出』における影響と適応策」や「『収集・運搬』における影響と適応策」を、こういうことを施策としてやっていくと記載させていただいています。

あとは、先ほどのC評価になっているところは社会的ニーズが終わったところで、ごみ減量推進店については、こういった制度がなくても皆さん当たり前のようにやっていただいているということで、昨年の審議会の中で制度の終了とお話しさせていただきました。この評価に照らし合わせてCとさせていただきましたが、おっしゃっていただいたように、ただニーズというか、社会的な役割が終了しただけなので、その評価は考えさせていただければと思います。

○小野寺委員 初めてなので、全くの素人視点で、質問と感じたことをお伝えさせていただきます。

まず、何のために評価をされているのか。先ほど前田委員がおっしゃられていた大きな目標の、市としての廃棄物を減らしていくための今の課題点を把握し、改善策を考えていくための評価のかなと考えたときに、素人が見てみて、それぞれの施策はどういった課題から取り組まれているのかわからなかった。施策内容で課題っぽい書き方があるので、わかる部分もありますが、素人から見るとわからないところもある。課題があり、課題に対して施策を立て、先ほどからお話がありますが、その施策に対して目標がきつとあって、その目標に対してどんな成果があったのかということで評価していくと思います。その目標を一つ一つ細かく立てていくところはなかなか難しいと思いますが、そのあたりがわかるといいなと思います。

あとは、市全体で廃棄物を減らしていくときに、重点化、優先順位というか、大事なものもきつとあると思いますので、その辺の重要度もわかるといいのかなと感じました。これがきつと後半部分の次の施策につながってくると思いますので、重要度もわかってくるといいのだろうなとは感じました。

○菊地課長補佐 評価は何のためというところでおっしゃっていただいたように、次の計画、令和9年度から18年度までの計画で、どんなことをやればごみの減量や資源化につながるのかを見るためにもなってきます。例えば、ここの評価の中で有効だとなったところは引き続き施策としてやっていきますし、ここで評価が低くなってしまったところは、次の施策の中でさらに課題を解決でき

るような形で施策の書き方にしていきます。

重点施策についても、次の改定計画の中で施策をつくっていきますが、その中でどれを重点施策にしていくのか、特に藤沢市の場合、昨年度、火災に遭っていますので、リチウムイオン電池が重点施策になるとか、そういったことを考えていく。いずれにしても、皆さんが見ていただいたときにわかりやすいものになるようにはさせていただければと考えております。

○北野委員 北野です。

個別の案件で1点だけ引っかかったので質問させてください。9ページの②「10ブロック区域分けによる収集の継続」ということで、現状で分けて収集していることを継続することに対して、これを変更する案はあるのでしょうか。それから、この評価の③「妥当性・適合性」はBと判定されています。僕は変更したいという要望があるのかどうかわからなくて、「有効な施策だが社会環境やライフスタイル等の変化に対して取組の改善が必要」と書いてあるけれども、どの改善が必要なのかもわからなかった。「10ブロック区域分けによる収集の継続」の「妥当性・適合性」は、自分はAではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋主幹 環境事業センターの高橋です。

10ブロックについて、今後、変更の予定があるのかというところにお答えさせていただきます。今、2週間に一度、収集する品目がございます。そうすると、10日でちょうどです。そうしますと、どうしても市内を10のブロックに切っていくことが効率的でございます。現状、2週に1度の品目がある中では、現在この10ブロックに変更の予定はございません。

○菊地課長補佐 もう一個、妥当性の評価をAにしてもよいのではないかとこのところでは先ほどお話ししたように、資源を集積所収集しているところも、今、全品目戸別収集ができないかという検討はしています。そういった住民の負担や社会的な環境の変化を捉えて、それに合うような形での変更の検討はしています。今おっしゃっていただいたように、そこに対してもA評価をしてもいいのではないかとこのご意見をいただきました。書き方や内容がA評価にできるようであれば、そういったところを確認して、評価の変更をさせていただければと考えております。

○横田会長 ほかにございますか。——ないようでしたら、議題ウはこれで終了します。

2 報告

リサイクルプラザ藤沢の火災対応に係る進捗状況等について

○横田会長 続きまして、報告です。「リサイクルプラザ藤沢の火災対応に係る進捗状況等について」、事務局から説明をお願いいたします。

○清水所長 環境施設課北部環境事業所の清水です。資料8「リサイクルプラザ藤沢の火災対応に係る進捗状況等について」、説明させていただきます。

まず、令和7年9月4日に発生いたしましたリサイクルプラザ藤沢廃棄物処理棟の火災に関して、その後の対応状況について報告いたします。昨年10月の審議会報告以降の廃棄物処理状況、建物本体の復旧計画及び再発防止に向けた取り組みをまとめた資料です。

まず、1「廃棄物の処理状況」です。現在、建物内に一部立ち入り禁止区域を設けておりますが、応急対応及び設備の復旧により段階的に処理を再開しておりますので、廃棄物ごとに処理を説明いたします。

まず、(1)「不燃ごみ・大型ごみ」については、ことしの2月に設備が復旧しました。現在は安全を優先し、クレーン操作室を立ち入り禁止区域外へ移設し、遠隔操作による運用を行っております。

(2)「資源物」については、3月から順次再開しましたが、プラスチック製容器包装については立ち入り禁止区域の影響で処理能力が不足しており、現在、3系統あるうちの1系統が使えない状況のため、一部焼却処理を継続しております。

(3)「大型可燃ごみ」については、6月に設備自体は復旧しましたが、作業場所が立ち入り禁止区域内であるため、操業再開はことしの12月となる見込みです。現在は市内他施設での処理や、手作業で裁断した後の焼却処理により対応しております。

2「仮置場の状況」です。葛原最終処分場の仮置き場については、市外施設への搬出とリサイクルプラザ藤沢での処理が順調に進んだことで、当初の想定を上回るペースで処理が進み、ことしの3月13日に保管量がゼロとなりました。写真は、恐らく委員の皆さんは白黒でちょっと見づらいのかなと思いますが、左側は1月23日の仮置き場の状況です。真ん中の中心に重機が上に乗っかっているぐらい不燃ごみが残っていましたが、右側の3月17日以降は、このような形で、今、保管量はゼロとなっております。

3「建物本体等の復旧について」、説明させていただきます。建物本体の復旧工事については2026年6月から、2027年3月までの工期を予定しております。工事内容としては、被災した鉄骨や梁の交換、屋根の補修、電気・機械設備の本格復旧及び再発防止対策を行います。

工事期間中の屋根の補修等で一時的に操業を停止する必要がありますが、その間の廃棄物処理に支障が出ないよう、現在、運営事業者と詳細な調整を行っているところです。

4「再発防止対策」については、前回、説明させていただいたところとかぶるところもありますので、簡単に説明させていただきます。ハード面としては、不燃ごみの貯留ピットのみに設置していた炎検知、自動散水、自動通報の連動設備を、今回は全ての受入ヤードとストックヤードへ拡充いたします。ソフト面に関しては、皆さんご存じのように4月から排出ルールの変更をしております。こちらは資料を見ていただければと思います。

5「復旧に係る経費について」は、これまで復旧工事が、市外施設へのごみの搬出・処理、仮置

き場の運営等に、約 31.1 億円の経費を要しています。今後も復旧工事に伴う設備停止期間中の廃棄物処理にかかわる経費が必要となる見込みです。

6「業務の再開について」ですが、環境啓発棟及びE V急速充電器の操業再開については、復旧工事の進捗を見極めながら、早期再開を目指してまいります。市民の皆様が直接持ち込むごみの受け入れについては、5月より再開しております。

大分早足になりましたが、以上で「リサイクルプラザ藤沢の火災対応に係る進捗状況等について」の報告を終わらせていただきます。

○横田会長 ただいまの報告につきまして、何かご意見、ご質問はございますか。

○北野委員 素朴な質問で申しわけありませんが、昨年度に火災が起きて、ここの審議会でこういう報告をされていますが、市民に対しての報告とかは、この議会の議事録でと考えればよろしいですか。なぜここで報告しているのか。廃棄物が関係するのでそうなのだろうとは思いますが。

○清水所長 そのような意味で、この委員会の中でも報告させていただいています。

○菊地課長補佐 この減量審は、廃棄物の重要な事項をご審議いただくという位置づけもありますので、こういった火災があったことは、まず審議会にもご報告をさせていただいています。あわせて、市民の皆様にもホームページや広報で、「分別を間違えてしまった1つのリチウムイオン電池でこれだけのゴミ処理経費がかかっています」とか「これだけの工事費がかかっています」というところを、啓発を含めて出させていただいたり、もちろん広報を見ていない市民の方もいらっしゃると思いますので、いろいろな媒体を使って出したり、商業施設にもポスターを貼ったり、チラシを配布したりという啓発はさせていただいています。この審議会でお出させていただいているのは、先ほどお話ししたように、そういった重要な事項についてご審議いただいたりする場なので、ここでもご報告させていただきながら、市民の方にもわかりやすい媒体を使って皆さんに周知させていただいています。

○北野委員 承知いたしました。引き続きよろしくお願いいたします。

○佐藤委員 本当に大きな影響が出たということを知りやすくご説明いただき、ありがとうございます。

品目を「危険ゴミ・テープ類」に変更なされたことについてです。横浜市では、最近、電池はセロハンテープで絶縁して出してくださいというアナウンスが町内会の回覧に入りました。モバイルバッテリーの接続部分を全部テープでべとっと貼ってしまう。藤沢市では、そうした上で、この「危険ゴミ・テープ類」に出すのか。そこまでしなくてもという意見もあるかもしれません。もしよろしかったら検討していただけたらと思っています。

○高橋主幹 藤沢市でも、「危険ゴミ・テープ類」の電池類という形で回収していて、その電池類については絶縁して出していただくことをホームページ等にもカレンダーにも記載して、そういう形で

呼びかけております。

○藤原委員 今回、スニーカーとか、以前までは不燃だったものを可燃に回してくれということでしたが、表示の仕方によって「スニーカー」と書いてあるものと「靴」と書いてあるものがある。私は、スニーカー、布張りみたいなものが燃えやすいから、布張りみたいな靴が今回は可燃に行く。そうなったときにウォーキングシューズとかサンダルのような合皮みたいなものは、今までどおり靴として不燃に出すのかということところがわからない。表記している媒体によっては、「スニーカー」と「靴」があって、「靴」がよくわからないのでご説明いただければと思います。

○高橋主幹 靴ということで、ただ靴だと、長靴はいいのか、革靴はいいのかとか、捉え方によって変わってしまうので、一応、靴で、例としてスニーカーとか革靴、長靴という形で表記させていただいています。もし違うものがあれば、確認して、全てわかるように統一させていただきたいと思っています。

○藤原委員 ウォーキングシューズは何ですか。

○高橋主幹 ウォーキングシューズもあくまでもスニーカーなので、可燃ごみ。今回の変更になったのは、靴に関しては基本的には全て可燃ごみ。

○藤原委員 革靴も、長靴も、ゴム製品であっても？

○高橋主幹 そうです。

○藤原委員 私は理解していませんでした。

○高橋主幹 今後、その辺がもうちょっとわかりやすい表記を、例えば絵も含めて入れて、わかるように心がけていきたいと思っています。

○横田会長 ほかにございますか。——ないようでしたら、これで議題及び報告を終わります。

3 その他

○横田会長 「その他」に移りますが、委員の皆さんから何かございますか。事務局からは何かありますか。——ないようですので、本日の議題、報告は終了させていただきます。熱心なご議論ありがとうございました。

事務局に議事をお返しいたします。

○若宮参事 会長、どうもありがとうございました。

本日の議題につきましては、全て終了となります。いただいた内容については、課内、部内で話をまとめまして、またお話が戻るかもしれませんが、その際はご協力をよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第2回廃棄物減量等推進審議会を閉会させていただきます。

なお、次回、第3回の審議会は、8月25日の午後を予定しております。ご予約のほうよろしくお願いいたします。本日は誠にありがとうございました。

午後 4 時 06 分 閉会